

1. 件名：中国電力(株)島根原子力発電所第2号機 シュラウドサポートの欠陥評価に関する報告に係る面談

2. 日時：令和5年2月21日(火) 16時00分～17時00分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室 (TV会議システム利用)

4. 出席者

原子力規制庁原子力規制部 検査グループ 専門検査部門
上田企画調査官、森田上席原子力専門検査官、南川上席原子力専門検査官、
種市主任原子力専門検査官、宇野主任原子力専門検査官

中国電力(株) 原子力設備Grマネージャー 他5名

5. 要旨

○中国電力(株)から、第17回定期検査において確認した島根原子力発電所第2号機シュラウドサポートのひび割れについて、原子炉等規制法第43条の3の16第4項の規定に基づく評価結果の報告書の提出があり、その概要について報告書に基づき説明を受けた。また、令和4年11月10日の面談における原子力規制庁からの質問について、資料に基づき説明を受けた。

○原子力規制庁から、令和4年11月10日の面談で伝えたとおり、対象のひび割れは既に除去され、ひび割れの起点となったアクセスホールカバーは溶接構造からボルト締め構造に変更して補修されており、ひび割れが再発する可能性はないことから、報告された内容に対する原子力規制庁による技術的な評価は行わない旨、改めて申し伝えた。

○中国電力(株)から了解した旨の回答があった。

6. その他

資料1：島根2号機と海外プラント(BWR-4)類似事象との相違点について

資料2：島根原子力発電所2号機 シュラウドサポートの欠陥評価に関する報告について

(http://www.nra.go.jp/disclosure/law_new/INRF/160001184.html)